

倫理規程（行動基準）

一般社団法人MIT（以下、この法人という。）は、定款3条に掲げる目的の達成に向けて、一貫した事業運営を続けてきた。

このような認識のもと、この法人は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主的な行動基準として、以下の倫理規程（行動基準）を制定し、その遵守と実践を行うものである。

この法人のすべての理事並びに従業員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第1条 この法人はその設立目的に従い、常に基本的人権を尊重して事業運営に当たる。

（法令等の遵守及び反社会的勢力の排除）

第2条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 事業の運営に当たっては反社会的勢力の排除を厳正に行う。この法人は反社会勢力との取引をせず、利益供与を行わない。

（私的利益の禁止及び特別の利益を与える行為の禁止）

第3条 この法人の役職員は、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

2 この法人の役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない

（利益相反の防止及び開示）

第4条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続きに従わなくてはならない。

（休眠預金に係る共同事業における利益相反の防止と開示）

第4条の2 休眠預金に係る一般社団法人SINKaとのコンソーシアム協定書に従い共同事業（以下、「本事業」という。）を遂行するに当たっては実行団体との利

益相反を回避するために本社の役員は下記の事項を遵守する。

(ア) 実行団体の選定・監督は共同事業の役割分担に従い一般社団法人 SINKa が行う。本社の役員はこの過程に関与せず、万一利益相反の生じる可能性のある場合は、代表理事に報告の上、適正な防止措置を行う。

(イ) 本事業を行うに際し、本社の役員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えない。

(ウ) 本社の役員は、定期的に利益相反に該当する事項に関する自己申告を代表理事に提出することとし、代表理事は利益相反内容の確認と迅速な発見および是正を図ることとする。

(情報開示及び説明責任)

第5条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況等をこの法人の情報公開規程に定めにより積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めることとする

(個人情報の保護)

第6条 この法人は、業務上知りえた個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

第7条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和4年5月 日から施行する。(令和4年5月 日社員総会議決)